

令和7年2月5日

関係団体の長様

広島県環境県民局長
(環境保全課)
広島市環境局長
(環境保全課)
呉市環境部長
(環境政策課)
福山市環境部長
(環境保全課)

石綿（アスベスト）関連規制の改正について（通知）

環境行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号。以下、「改正法」という。）が令和3年4月1日から順次施行されました。改正法では、建築物については、令和5年10月1日以降に着工する解体等工事から、建築物石綿含有建材調査者等の有資格者による事前調査の実施を義務付けています。

また、工作物についても、一部の場を除き、令和8年1月1日以降に着工する解体等工事から、有資格者による事前調査の実施が義務付けられます（添付イメージ図参照）。

については、貴団体会員に対し、改正内容を周知していただくようお願いします。なお、工作物石綿事前調査者による調査が必須となる工作物もありますので、計画的な資格者の育成に努めるよう、併せて貴団体会員へお伝えください。

1 各種資料等

(1) 有資格者による事前調査に関すること

- ・環境省「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について」
https://www.env.go.jp/press/press_01756.html
- ・厚生労働省「石綿の事前調査は施工業者が必ず行う必要があります！」
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/leaflet-a4-r6.pdf>
- ・県「建築物等の解体及び改修工事を行う際の資格について」
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/r05asbesuto-kaisei-houkoku.html>

(2) 改正法に係る資料等

- ・環境省「改正大気汚染防止法について」
http://www.env.go.jp/air/post_48.html
- ・厚生労働省「石綿総合情報ポータルサイト」（改正石綿障害予防規則など）
<http://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>
- 〔※石綿障害予防規則については、広島労働局健康安全課又は管轄の労働基準監督署にお問い合わせください。〕
- ・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」
https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html
- ・県「大気汚染防止法の改正による石綿（アスベスト）飛散防止対策の強化について」
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/r02asbesuto-kaisei.html>

2 問合せ先

工事現場		所管庁	電話番号
広島県の所管	大竹市、廿日市市	西部厚生環境事務所 環境管理課 〒738-0004 廿日市市桜尾2丁目2-68	0829-32-1181 (代表)
	安芸高田市、安芸太田町、 北広島町、府中町、海田 町、熊野町、坂町	西部厚生環境事務所広島支所 衛生環境課 〒730-0011 広島市中区基町10-52 農林庁舎	082-513-5537
	江田島市	西部厚生環境事務所呉支所 衛生環境課 〒737-0811 呉市西中央1丁目3-25	0823-22-5400 (代表)
	竹原市	西部東厚生環境事務所 環境管理課 〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911 (代表)
	三原市、尾道市、世羅町	東部厚生環境事務所 環境管理課 〒722-0002 尾道市古浜町26-12	0848-25-2011 (代表)
	府中市、神石高原町	東部厚生環境事務所福山支所 衛生環境課 〒720-8511 福山市三吉町1丁目1-1	084-921-1421
政令市の所管	広島市	広島市 環境保全課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町1丁目6-34	082-504-2187
	呉市	呉市 環境試験センター 〒737-0023 呉市青山町5-3	0823-25-3551
	福山市	福山市 環境保全課 〒720-8501 福山市東桜町3-5	084-928-1072
権限移譲市町の所管	三次市	三次市環境政策課 〒728-8501 三次市十日市中2-8-1	0824-62-6136
	庄原市	庄原市環境政策課 〒727-0003 庄原市是松町20-25	0824-72-1398
	東広島市	東広島市環境先進都市推進課 〒739-8601 東広島市西条栄町8-29	082-420-0928
	大崎上島町	大崎上島町代替執行機関 広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課 〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911 (代表)

※個別の工事に関しては、各所管庁にお問い合わせください。

環水大大発第2306231号
令和5年6月23日

各 都 道 府 県 大気環境主管部局長 殿
大気汚染防止法政令市

環境省水・大気環境局大気環境課長
(公印省略)

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（令和5年省令第10号。以下「改正省令」という。）、設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者の一部を改正する告示（令和5年6月環境省告示第47号。以下「改正調査者告示」という。）及び特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物の一部を改正する告示（令和5年6月環境省告示第48号。以下「改正特定工作物告示」という。）が令和5年6月23日に公布され、改正省令は一部を除き令和8年1月1日から、改正調査者告示は令和8年1月1日から、改正特定工作物告示は一部を除き令和5年10月1日から施行されることとなった。

貴職におかれては、法令の厳正かつ実効性のある施行について、下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力及び事業者への適切な指導をお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 改正の趣旨

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）においては、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）における石綿の飛散防止のための規制を行っている。法第18条の15第1項及び第4項において、解体等工事の元請業者及び自主施工者は、特定建築材料（吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるものをいう。）の使用の有無等について、事前に調査（以下「事前調査」という。）することとされている。

このうち、建築物に係る解体等工事を行う場合の事前調査については、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「施行規則」という。）第16条の5に基づき、当該調査を適切に実施するために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせることとされている（令和5年10月1日施行）。

今般、工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査についても、一部の場合を除き、当該調査を適切に実施するために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせなければならないこととするため、施行規則及び設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者（令和2年10月環境省告示第76号）を改正した。

また、工作物のうち、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）については、耐火被覆材等の石綿含有材料が使用されている可能性が高いことが明らかになったことから、特定工作物（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものをいう。）に追加するため、特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和2年10月環境省告示第77号。以下「特定工作物告示」という。）を改正した。

第2 工作物の解体等工事に係る事前調査を行う者等（施行規則第16条の5）

事業者は、工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査について適切に調査を実施するために必要な知識を有する者（以下「調査者等」という。）に行わせなければならないこととした。

ただし、特定工作物以外の工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去の作業を伴う場合に限ることとした。「塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料」には、塗料のほか、モルタル及びコンクリート補修材（シーリング材、パテ、接着剤等）が含まれる。

なお、工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査の円滑な実施に十分な人数の調査者等を養成するため、当該者に調査を行わせる義務については、令和8年1月1日より適用することとしたが、義務付け適用以前においても、事前調査は調査者等に行わせることが望ましい。

以上のことから、「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について」（令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号環境省水・大気環境局長通知。以下「令和2年11月施行通知」という。）のうち、第3 事前調査 2 事前調査の方法（2）調査を適切に行うために必要な知識を有する者における「なお、

工作物を解体し、改造し又は補修する作業を伴う建設工事に係る事前調査については、調査者等による事前調査を義務づけることとはしていない。」の記載については、改正省令の公布の日をもって削除する。

第3 工作物の解体等工事に係る事前調査を適切に実施するために必要な知識を有する者（改正調査者告示）

以下に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ以下の者とする。

- (1) 特定工作物告示第1号から第5号まで及び第7号から第11号までに掲げる工作物に係る解体等工事

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年10月厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「登録規程」という。）第2条第5項に規定する工作物石綿事前調査者

- (2) 特定工作物告示第6号、第12号から第17号までに掲げる工作物に係る解体等工事、又は、特定工作物告示に規定するもの以外の工作物に係る解体等工事のうち塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業を伴うもの

(1) に掲げる工作物石綿事前調査者又は登録規程第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者若しくはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

第4 特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物の追加（改正特定工作物告示）

特定工作物として、「観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）」を追加した。

なお、「観光用エレベーター」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第2項第1号に規定する「乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）」のうち、乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）をいう。

第5 作業基準における除去又は囲い込み等の完了の確認

施行規則第16条の4第5号において、特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去又は囲い込み等の完了後に（これらの作業を行う場所を他の場所から隔離したときは、隔離を解く前に）、これらの作業が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせることとしている。

工作物に係る特定粉じん排出等作業における「確認を適切に行うために必要な知識を有する者」とは、調査者等又は当該特定工事に係る石綿作業主任者（石綿障害予防規則第19条に規定する者をいう。）をいう。

以上のことから、令和2年11月施行通知のうち、第10 作業基準 5 除去又は囲い込み等の完了の確認における「ただし、工作物については事前調査に必要な知見が建築物と異なる場合があるか否かについて引き続き検討することとしており、工作物を解体し、改造し又は補修する作業を伴う建設工事に係る事前調査については、調査者等による事前調査を義務付けることとはしていないことから、工作物に係る特定粉じん排出等作業においては、石綿作業主任者に確認を行わせることとする。」の記載については、改正省令の公布の日をもって削除する。

第6 施行期日

改正省令は一部を除き令和8年1月1日から、改正調査者告示は令和8年1月1日から、改正特定工作物告示は一部を除き令和5年10月1日から施行することとした。

【参考】石綿事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ図

すべての建築物等の解体等工事において**事前調査が必要**(大防法:平成26年6月～)

★石綿有無に関わらず事前調査結果の記録の作成・保存・写しの現場備え置き、掲示、発注者への書面説明が必要 ★石綿含有建材の除去等工事においては、作業計画の作成、作業基準等の遵守義務
★吹付け材(仕上塗材を除く)、断熱材、保温材及び耐火被覆材の除去等工事においては、作業実施届出が必要 ★石綿除去等作業後は、除去の確認及び発注者への報告、記録の保存が必要

【報告対象となる工事】

- ・建築物の解体工事(解体作業対象の床面積の合計80平方メートル以上)
- ・建築物の改修工事(請負代金の合計額100万円以上(税込))
- ・工作物の解体・改修工事(請負代金の合計額100万円以上(税込))

一定規模以上の建築物、特定工作物に係る解体等工事において、**事前調査結果の報告が必要**(令和4年4月～)

建築物 (建築設備を含む)

特定工作物

※番号は、「特定建築材料が使用されているおそれ大きいものとして環境大臣が定める工作物」(令和2年10月環境省告示第77号)の号番号

- 1: 反応槽
- 2: 加熱炉
- 3: ボイラー及び圧力容器
- 4: 配管設備
- 5: 焼却設備
- 7: 貯蔵設備
- 8: 発電設備
- 9: 変電設備
- 10: 配電設備
- 11: 送電設備

- 6: 煙突
- 12: トンネルの天井板
- 13: プラットホームの上家
- 14: 遮音壁
- 15: 軽量盛土保護パネル
- 16: 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- 17: 観光用エレベーターの昇降路の囲い
(17は令和5年10月～)

特定工作物以外の工作物

塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去作業を伴う場合

建築物石綿含有建材調査者等

- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

※一戸建て等建築物石綿含有建材調査者は、建築物のうち一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができる

建築物石綿含有建材調査者等による調査が必要(令和5年10月～)

工作物石綿事前調査者による調査が必要(令和8年1月～)

建築物石綿含有建材調査者等又は**工作物石綿事前調査者**による調査が必要(令和8年1月～)

【広島県】